

日本学生支援機構の奨学生であった皆様へ

本学での学業を終えられ、ますますお元気でご活躍のことと存じます。

特に、在学中に日本学生支援機構の奨学生であった方におかれましては、10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。

奨学金は口座振替により返還することとなっておりますが、例年、最初の引き落としができない方がいるとのことです。

なお、最初の引き落としができない場合、延滞となり、なかなかその状態から抜け出せなくなる恐れがあるとの連絡が日本学生支援機構からありました。

そのようなことがないように、在学中からさまざまな機会にご説明をし、資料をお配りしてきましたが、改めて《注意喚起》するために、ご案内させていただきます。

あなたの返還金は、口座から、きちんと引き落とされていますでしょうか。
あるいは、日本学生支援機構から請求書を受け取ったものの、未だ支払いが済んでいない
ことはありませんでしょうか。

もう一度、ご確認ください。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度（※）などの仕組みがありますので、今すぐ《日本学生支援機構の相談窓口》に電話をお願い致します。ご相談の際には、奨学生番号を準備の上お伝えください。

※第一種奨学金の返還方式で所得連動返還方式を選択している場合、減額返還制度は利用できません。

なお、当ご案内は、広く卒業生の皆様にご案内しております。もし、こちらのご案内をご確認いただいた時点で、すでに返還していたり、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済まされている方は、特に手続等は必要ないとのこととす。

平成29年度から各学校の貸与及び返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページ上で公開されております。また、奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学としても、後輩学生のため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

《日本学生支援機構の相談窓口》 電話0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル03-6743-6100)

詳しいことを知りたいときは、こちらへ。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>